

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	20	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	事業所税のあり方の検討		
要望内容 (概要)	○事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者給与総額（従業者割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税に加えて、更に過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。		
関係条文	地方税法第4章第5節事業所税 等		
減収見込額	[初年度] — (—) [改正増減収額] —	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 (2) 施策の必要性		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤 (関連する税制改正大綱、閣議決定等) 【法人税の改革について】(平成 26 年 6 月 27 日 政府税調とりまとめ)
		1. 法人税改革の趣旨 国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。
		2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
有効性	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
相当性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望